

## 6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	2019年度末	2020年度 第3四半期 会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	7,431,277	8,429,550
基金等	1,287,358	1,341,229
価格変動準備金	832,480	845,183
危険準備金	787,642	909,633
一般貸倒引当金	1,483	1,479
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)) × 90% (マイナスの場合100%)	2,438,301	3,256,309
土地の含み損益 × 85% (マイナスの場合100%)	461,418	465,344
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	870,776	846,672
負債性資本調達手段等	640,735	640,735
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	111,080	122,963
リスクの合計額	1,389,912	1,604,922
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)		
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	121,334	122,249
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	74,178	75,788
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	141,076	137,580
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub>	7,345	8,865
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	1,196,544	1,410,828
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	30,809	35,106
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,069.3%	1,050.4%

- (注) 1. 2019年度末については、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。2020年度第3四半期会計期間末については、これらの規定に準じて当社が合理的と判断する方法で算出しています。
2. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。